

施設基準一覧

当院は保険医療機関として、関東信越厚生局新潟事務所長へ下記の施設基準を届出しております。

- 電子的診療情報連携体制整備加算2
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

ふくじゅクリニック 院長

2026.6 月 現在

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示

当院では電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っております。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② 診療報酬明細書を無償で交付しております。
- ③ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ④ 明細書発行に関する事項、医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。
- ⑤ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに参加しています。

参加ネットワーク名 うおぬま・米ネット

登録患者数 約 51,800 人(令和 8 年 3 月末日現在)

参加施設数 263 施設(令和 8 年 5 月現在)

がん性疼痛緩和指導管理料

当院では、計画的な治療管理、療養上必要な指導を行なっている患者様で、がん性疼痛の症状緩和の目的として麻薬を投与しています。

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

当院では、検査結果や画像情報を電子的に管理・共有する体制を整えています。他の医療機関への紹介や逆紹介の際には、必要な検査情報を迅速かつ安全に提供し、切れ目のない診療を実現しています。

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

当院では、在宅療養中または施設入居中の患者様に対して、定期的な訪問診療を行い、健康状態の把握や治療管理を包括的に実施しています。医師・看護師・関係機関が連携し、安心してご自宅や施設で療養できるよう支援します。

外来・在宅ベースアップ評価料(I)

当院では、医療従事者の処遇改善(賃金引き上げ)に向けた取り組みを行うため、外来・在宅ベースアップ評価料 I を算定しています。

一般名処方について

当院では、後発医薬品があるお薬について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名で処方する場合があります。一般名処方により、医薬品の供給状況に影響されにくく、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。ご不明な点がございましたら、医師にご相談ください。

生活習慣病管理料

当院では、患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

明細書の発行について

当院では、医療の透明化および患者様への情報提供を積極的に推進するため、領収証の発行時に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で交付しています。

明細書には、使用した薬剤名、実施した検査名、処置名などが記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

ふくじゅクリニック 院長